

施行ノ際現ニ施行セラルルモノハ本令ニ抵觸セザル限リ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

作付統制助成規則 (昭和十六年十月二十五日農林省令第八十八號)

作付統制助成規則左ノ通定ム

第一條 農林大臣ハ農地ノ作付統制ヲ助成スル爲本則

ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ左ニ掲グル道府縣ノ費用又ハ補助金

ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵

金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

一 作付統制ノ計畫ノ設定及其ノ指導監督ノ爲支出

スル道府縣ノ費用

二 作付統制ノ計畫ノ實施及督勵ノ爲支出スル市町

村農會ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

三 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ農地作付

統制規則第二條ノ食糧農作物又ハ蔬菜ノ作付ノ指

示ヲ受ケタル者ガ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物又ハ

蔬菜ノ作付ヲ條件トシテ行フ桑樹、茶樹、果樹ノ

整理ノ爲支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補

助金

四 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ其ノ指示

ニ依リ作付スル食糧農作物及蔬菜ノ種苗購入ノ爲

支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

五 作付統制實施ノ爲勞力補給施設ノ爲支出スル費

用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

第三條 助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

一 第二條第一號ノ費用ニ對シテハ作付統制ノ計畫

ノ設定ノ爲支出スル費用ニ付テハ一道府縣當三〇

〇圓以内、指導監督ノ爲支出スル費用ニ付テハ作付轉換面積十町步當十五圓以内

二 第二條第二號ノ補助金ニ對シテハ作付轉換面積

五町步以上ノ市町村ニ在リテハ作付轉換面積一町

步當五圓以内ニシテ一市町村農會當二〇〇圓以

内、作付轉換面積五町步未滿ノ市町村ニ在リテハ

一市町村農會當二五圓以内

三 第二條第三號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹

ニ付テハ反當二〇圓以内、果樹ニ付テハ反當三〇

圓以内

四 第二條第四號ノ補助金ニ對シテハ其ノ費用ノ三

分ノ二以内

五 第二條第五號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

勞力ノ補給施設ノ爲支出スル費用ノ範圍内

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ

拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

第四條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書

ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベ

シ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

三 補助ニ關スル規程

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出

ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル道府縣前條第一

項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘン

トスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出ツベシ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト

認ムルトキハ計畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズ

ルコトアルベシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ翌年度六月

三十日迄ニ事業成績書及收支決算書ヲ農林大臣ニ提

出スベシ

第七條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣助成金ノ交付

ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタ

ルトキハ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ報

告スベシ

第八條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一

ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金交付ノ指

令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一

部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

第九條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第二條

第二號ノ規定ニ拘ラズ市町村ノ費用ニ對シ交付スル

道府縣ノ補助金ニ對シ道府縣ニ助成金ヲ交付スルコ

トアルベシ

前項ノ助成金交付ニ關シテハ第三條乃至前條ノ規定

ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業生産の統制並に土地工作物管理  
使用令中改正に關する勅令案要綱の  
決定

東條内閣最初の第二十回國家總動員審議會は昭和十

六年十一月七日開催せられ、馬事團體に關する勅令案要綱以下五勅令案要綱の決定を見るに到つたが、その内農業生産の統制に關する勅令案要綱並に土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は人口政策的見地よりも關心せらるるところ特に緊切である。

農業生産の統制については既に臨時農地管理令、農地等價格統制令、重要肥料の配給割當等の實施を見てゐるが、今回更に畜力、機械力及び農業電力を管理統制し農會に作付統制等の指導力を與へて之を遂行することとしたもので、特に統制が農業者の離職防止の方策にまで及んだ點は特記するに足るものである。

又、土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は今後の住宅政策實施上關心せらるるところ尠くない。

右二勅令案要綱を掲ぐれば次の如くである。

### 農業生産の統制に關する勅令案要綱

#### 網

第一 本要綱に於て農業とは耕作養畜又は養蠶の業務を謂ひ、農業者とは農業を営む者及之と同一の世帯に在りて農業に従事する者（雇傭契約に依りて従事する者を除く）を謂ふこと

本要綱に於て農機具とは農業者が農業に使用する爲所有又は占有する農業用機械器具を謂ひ、役畜とは農業者が農業に使役する爲所有又は占有する家畜を謂ふこと

第二 農會は其の地區の農業生産計畫を樹立すべきこと  
農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農會に對し其の地區内に於て生産せらるべき重要農産物の種類、數量、作付面積其の他前項の計畫に關し必

要なる事項を命ずることを得ること

第三 農會第二第一項の計畫實現の爲必要あるときは第四乃至第七の規定に基く統制を爲すべきこと  
前項の場合に於ては統制規程を定め地方長官の認可を受くべきこと之を變更又は廢止せんとするとき亦同じきこと

第四 農會は地區内の農業を営む者に對し其の生産すべき農産物の種類、數量又は作付面積を指示することを得ること

第五 農會は地區内の農業者に對し特定の農作業に付共同作業其の他農作業の調整上必要なる事項を指示することを得ること

第六 農會は重要農産物の生産確保の爲特に必要ありと認むるときは入營、應召、應徴其の他命令を以て定むる場合を除くの外地區内の農業者にして主として農業生産に従事する者に對し其の者が農業生産に従事せざるに至る場合に於て農會長の承認を受くべき旨を指示することを得ること

第七 農會は地區内の農業者に對し農機具若は役畜の譲渡の制限又は其の利用、移動若は保管に付必要なる事項を指示することを得ること

第八 地方長官必要ありと認むるときは農會に對し第四乃至第七の規定に依る農會の指示を取消し若は變更することを得ること

地方長官必要ありと認むるときは農業者に對し第四乃至第七の規定に依る農會の指示に従ふべきことを

命ずることを得ること

第九 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農業生産の統制に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして農地、農機具若は役畜の所在する場所其の他必要なる場所に臨檢し其の狀況を檢査せしむることを得ること

命ずることを得ること

第十 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

土地工作物管理使用收用令中改正に關する勅令案要綱

土地工作物管理使用收用令中左の通改正すること  
第一 第二條の二として左の一條を加ふること  
閣令を以て指定する總動員業務を行ふ者その總動員業務の遂行上土地又は工作物の使用又は收用を必要とするときは所管大臣の認可を受くべし

第二 第一の總動員業務を行ふ者土地又は工作物を使用又は收用する場合に於ては之に因り通常生ずべき損失を補償すべきこと

### 昭和十六年米第二回豫想收穫高の發表

表  
農に九月二十日現在を以て昭和十六年度の米第一回豫想收穫高を發表せる農林省は十一月二十二日更に第二回豫想收穫高（十月三十日現在）の發表を行つたが、